

6 東彼杵町規則第1号

職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年1月17日

東彼杵町長 岡田 伊一郎

職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成7年規則第1号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
<p>(特別休暇)</p> <p>第14条 条例第14条の町規則で定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、その期間は、当該各号に掲げる期間とする。</p> <p>(1)～(10) (略)</p> <p>(11) <u>義務教育終了前の子、満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある障害者手帳（身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳）を所持する子又は特別支援学校（高等部）に在籍する子</u>（配偶者の子を含む。以下この号において同じ。）を養育する職員が、その看護（負傷し、又は疾病の予防を図るために必要なものとして町長が定めるその子の世話をを行うことをいう。）のため勤務しないことが相当であると認められる場合 一の年度において、5日（その養育する_____子が2人以上の場合にあっては、10日）の範囲内の期間</p> <p>(12)～(25) (略)</p> <p>2～5 (略)</p>	<p>(特別休暇)</p> <p>第14条 条例第14条の町規則で定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、その期間は、当該各号に掲げる期間とする。</p> <p>(1)～(10) (略)</p> <p>(11) 義務教育終了前の子_____</p> <p>_____（配偶者の子を含む。以下この号において同じ。）を養育する職員が、その看護（負傷し、又は疾病の予防を図るために必要なものとして町長が定めるその子の世話をを行うことをいう。）のため勤務しないことが相当であると認められる場合 一の年度において、5日（その養育する<u>義務教育終了前の子</u>が2人以上の場合にあっては、10日）の範囲内の期間</p> <p>(12)～(25) (略)</p> <p>2～5 (略)</p>

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。